

東京日々新聞

八百九十二号



鎌谷縣管下武州秩父郡久那村農高橋六兵衛と云ふ者の娘よ
 お節と云ふ者あり同郡般若村の何某へ嫁して子ども二人まを
 中あつた名をいせりて節操もよき水姓ゆやありけん兼て密に
 語合男ありて水りらばと契りて其男の思ひ當る事ありしや或る
 時のまを斯る事をして世の譏りを受けけん此後互ひヨツと思ひ
 切りて人の誹りと免れんと云ふよお節のや吾が身の上は秋風の冷なき
 心お替りて悔いこの餘り忍まらば刃刀を取り出り來りて彼の男の鼻を
 根本よりケサリとそき落したるけり
 大騒と成り遂に大宮支廳の審判を経て
 お節は六十日入牢せし上罰金と課せ
 られ男は杖七十とぞ落着せしが
 如何なる鼻をきき次第
 ありて痛く悔い
 がりとぞ

萬
 方
 幾


輪
 具
 足
 屋
 水
 夕
 エ
 イ

